

大阪狭山市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画） 及び第4期特定健康診査等実施計画 概要版（案）

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨

本計画に基づき、これまでの特定健康診査等の各保健事業の実績を分析・評価するとともに、被保険者の健康課題を的確に捉え、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施することにより、健康の保持増進、生活の質（ＱＯＬ）の維持及び向上を図り、結果として医療費の適正化及び健康寿命の延伸に資することを目指します。

2 計画の位置づけ

策定にあたり、国の「健康日本21（第三次）」及び「第4期医療費適正化計画」や大阪府の「第4次大阪府健康増進計画」、「第4期医療費適正化計画」及び「大阪府国民健康保険運営方針」に対応し、これらと整合するものとします。

また、「第五次大阪狭山市総合計画」を上位計画とし、「健康大阪21」及び「大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」など関連する計画との整合性も図ります。

3 計画期間

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6か年計画とします。

また、令和8年度（2026年度）には中間評価を実施します。

第2章 大阪狭山市の現状

1 大阪狭山市の概況

- (1) 地理的・社会的環境
- (2) 医療アクセス
- (3) 大阪狭山市の人口・被保険者数の推移
- (4) 平均寿命・健康寿命
- (5) 死因の状況
- (6) 要介護認定者の状況

2 医療費分析

- (1) 医療費全体の状況
- (2) 主要疾患別医療費の状況
- (3) 生活習慣病における疾病別受診状況
- (4) 後発医薬品の使用状況
- (5) 重複・頻回受診及び重複・多剤服薬の状況
- (6) がん検診等実施状況

3 特定健康診査

- (1) 特定健康診査の実施状況
- (2) 特定健康診査結果の状況
- (3) 質問票調査結果（生活習慣）

4 特定保健指導

- (1) 特定保健指導対象者の状況
- (2) 特定保健指導利用状況

第3章 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）

1 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）における事業の評価

- (1) 特定健康診査
- (2) 特定保健指導
- (3) 特定健康診査未受診者対策
- (4) 特定保健指導未利用者対策
- (5) 非肥満高血圧・高血糖重症化予防対策事業（医療機関への受診勧奨）
- (6) 健康教育（カラダすっきり運動教室）
- (7) 生活習慣病（高血圧）重症化予防にかかる保健指導事業
- (8) 重複・頻回受診者への訪問保健指導事業
- (9) 高血圧症予防対策啓発事業
- (10) 高血圧症重症化予防対策事業（血圧改善教室）
- (11) 糖尿病性腎症重症化予防事業
- (12) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進

2 健康課題

3 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の目標

【中長期目標】

- 個別保健事業及び短期目標に取り組むことにより、生活習慣病の発症予防と早期発見・早期治療を推進し、「健康寿命の延伸」を図ります。
- 高血圧症、糖尿病及び脂質異常症などの重症化予防を促進することにより、脳血管疾患や虚血性心疾患の発症、腎不全による人工透析の導入の抑制を図ります。

【短期目標】

- 特定健康診査受診率
- 特定保健指導実施率
- 健診異常値放置者（血圧・血糖・脂質）の割合
- 治療中の人に占めるHbA1c8.0以上の人の割合

4 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）における保健事業の実施内容

						特定健康診査
						特定保健指導
						特定健康診査受診率向上対策
						特定保健指導未利用者対策
						健診異常値放置者・治療中断者への医療機関受診勧奨事業
						健康教育（カラダすっきり運動教室）
						高血圧重症化予防対策事業（血圧改善教室）
						糖尿病性腎症重症化予防事業
						人間ドック等費用助成事業
						介護予防事業
						高血圧症予防対策啓発事業
						適正受診・適正服薬指導事業
						後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進
0～19歳	20～39歳	40～59歳	60～64歳	65～74歳	75歳～	

第4章 第4期特定健康診査等実施計画

1 特定健康診査・特定保健指導実施の基本的な考え方

2 目標値の設定

- (1) 目標値の考え方
- (2) 大阪狭山市の目標値（令和11年度（2029年度））
 - 特定健康診査受診率・・・60%
 - 特定保健指導実施率・・・60%
 - 特定保健指導対象者の減少率・・・平成20年度（2008年度）比25%以上減少

3 特定健康診査の実施

- (1) 対象者
- (2) 特定健康診査の内容
- (3) 実施形態・実施場所
- (4) 実施期間
- (5) 自己負担額
- (6) 周知や案内の方法等
- (7) 受診率向上に向けた取組み
- (8) 結果の通知方法

4 特定保健指導の実施

- (1) 特定保健指導対象者の選定と階層化
- (2) 特定保健指導の重点化の方法
- (3) 特定保健指導の実施方法
- (4) 実施形態・実施場所
- (5) 実施期間
- (6) 周知や案内の方法
- (7) 実施率向上に向けた取組み
- (8) 特定保健指導実施者の人材確保と資質向上

5 実施スケジュール

- 6 標準的な健診・保健指導プログラムの主な変更点（抜粋）
 - (1) 保健指導のプロセスと必要な保健指導技術
 - (2) ICTを活用した保健指導とその留意事項
 - (3) 保健指導の未実施者及び中断者への支援
 - (4) 「無関心期」、「関心期」にある対象者への支援
 - (5) 2回目以降の対象者への支援
 - (6) 特定保健指導における情報提供・保健指導の実施内容

第5章 計画の推進

1 計画の見直し

アウトプット（目的や目標の達成のために行われる事業の結果）及びアウトカム（事業の目的や目標の達成度又は成果の目標）の2つの視点に沿ってKDB等を利用し、毎年度評価を行います。

また、目標の達成状況及びその経年変化の推移について把握し、中間評価及び必要に応じて計画の見直しを行い、次期計画の策定にも評価の内容を反映します。

2 計画の公表・周知

3 個人情報の保護

4 地域包括ケアに係る取組み

5 関係課、関係機関との連携